甲 州 農 第 4 5 1 号 令 和 6 年 11 月 1 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

甲州市長 鈴木 幹夫

	甲州市
	(19213)
	菱山地区
(菱山第一区、菱山第二区、菱山第三区、菱山第四区、菱山第五区、菱山第六区、菱山第七区、中原第一区、中原第二区)	
まとめた年日ロ	令和6年10月25日
チンはハニギガロ	(第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題

菱山地区は、ぶどうを主体とする果樹地帯で、集団的な農地が広がっており、ぶどう栽培に従事する篤農家の割合が高い。地域にはJR勝沼ぶどう郷駅があり、宿泊施設と日本最大級のワインショップを兼ね備える「ぶどうの丘」が立地する。農業者の平均年齢は60代半ばであるが、高齢化は進んでいる。地域農業を持続していくためには、後継者の確保・育成が最重要課題であるとともに、経営移譲や地域の担い手への農地集積を推進していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

菱山地区は、標高450~650mの北西部への傾斜地帯からなる農地はぶどうを主体とする樹園地帯として産地形成がなされてきた。出荷形態は系統出荷が大半であるが、地域内にはJR勝沼ぶどう郷駅や「ぶどうの丘」があり、都市からの来訪者も多いため、観光客を取り込んだぶどう農業の振興を図るとともに、丘陵地は眺望に恵まれているので、果樹園や里山など自然景観の維持・形成を図り、良好な景観を守り活かし、育てる取り組みを推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積		198 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	179 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農用地区域内(農振農用地)区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項
	(1)農用地の集積、集約化の方針
	農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に経営面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を積極的に進める。
	(2)農地中間管理機構の活用方針
	対象的な農地利用を推進するため、農業委員や農地利用最適化推進委員と連携を図りながら、農地中間管理機構を積極的に活用していく。
	(3)基盤整備事業への取組方針
	担い手のニーズ、地域の意向を踏まえ、各種補助事業を活用し、農地の大区画化、汎用化等のための基盤整備 事業を進める。
	(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
	認定農業者制度の活用・充実、農地の集積による規模の拡大、定年退職後の帰農やIターン・Uターン者による 新規就農者の確保・育成といったプログラムを包含した市独自の「就農定着総合支援制度」、就農に特化した 「地域おこし協力隊制度」等を最大限活用し、多様な経営体の確保・育成に努めていく。また、新規就農者に対し ては、経営の安定化が図られるまで地域や関係機関が相互に連携し、支援していく。
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
	農福連携や地域おこし協力隊制度などによる農作業受委託を従来以上に進めていく。
	以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)
	□ ①鳥獣被害防止対策 □ ②有機・減農薬・減肥料 □ ③スマート農業 □ ④畑地化・輸出等 □ ⑤果樹等
	□ ⑥燃料·資源作物等 □ ⑦保全·管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨耕畜連携等 □ ⑩その他
	【選択した上記の取組方針】
	①鳥獣被害の軽減に必要な対策をハード・ソフト両面において実施していく。 ②草生栽培をはじめ、環境への配慮と減農薬化を気象変動を睨みながら段階的に推進する。 ③IOT、ICT、AIの導入による農業経営形態の改善、果樹園で剪定枝を炭化し土壌に貯留することなどで大気中の二酸化炭素の放出を低減する4パーミル・イニシアチブの取り組みの推進を図り、スマート農業を推進していく。 ⑤果樹の盗難防止に必要な対策(夜間巡回警備)をJA等と連携しながら実施していく。